

## 現在進められている我が国の安全保障政策に対する緊急声明 ～「日米防衛協力指針の見直しに関する中間報告」を中心に～

平成 26 年 12 月 1 日

国民安保法制懇

我々国民安保法制懇は、本年 7 月 1 日に政府が行った集団的自衛権の行使容認を含む閣議決定（以下、7 月 1 日閣議決定）に対し、従来の政府見解との論理的整合性がなく、憲法第 9 条と両立しえないこと、憲法によって政治権力を制約する立憲主義を覆す暴挙であることなどの点から、7 月 1 日閣議決定の撤回を求める報告書を 9 月 29 日に公表した。

この報告書では、7 月 1 日閣議決定で示された「（他国への攻撃によって）我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」など、いわゆる「武力行使の新 3 要件」の意味するところが不明であり、何ら明確な「歯止め」となっていないことなども指摘したが、その後の臨時国会における審議においても、これらの疑問が解明されたとは到底言い難い状況にある。

10 月 8 日には、日米の外務・防衛両閣僚による協議（いわゆる 2+2）において、「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」（以下「中間報告」と言う。）が発表された。

中間報告では、「日米同盟のグローバルな性質、地域の他のパートナーとの協力」などを重視する観点から、さまざまな協力項目を例示している。また従来の指針にあった「周辺事態」や「後方地域」の概念を取り払い、世界のいかなる地域においても、米軍が戦闘行為を行っている場所との地理的關係も考慮せず、多様な協力ができることとされた。さらに最終的にガイドラインにおいては、集団的自衛権の行使を含む武力行使や武器使用の拡大が反映されるという。

中間報告は、自衛隊の米軍に対する協力が「いつでも、どこでも、どんなことでも」できるようにするというものであるが、「いつ、どこで、何をするか」を説明しておらず、すなわち外務・防衛当局に白紙委任することを表明するに等しい。

中間報告は、以下の 3 つの点で重大な問題を抱えている。

第 1 に、そもそも憲法上許されない集団的自衛権の行使を前提としている点である。

過去の指針においては、米軍の戦闘行為との一体化を避けるなど、憲法との整合性を図られてきた。憲法を最高法規とする法秩序のなかに位置づけられるよう、指針の策定が試みられてきた経緯がある。

しかし、今回の中間報告では、具体的に集団的自衛権行使を前提とした具体的な協力事項については明示されていないものの、実質的に集団的自衛権行使を予定している点で、憲法との整合性が無視されている。憲法の範囲を超える作業がなされているという点で、行政府の権限を逸脱した作業が行われていると言わざるを得ない。

第 2 に、中間報告の内容は、日米安保条約に明記された根拠すら持たないという点である。78 年指針は、安保条約第 5 条のいわゆる日本有事を対象とし、97 年指針の対象であつ

た「周辺事態」は、主として朝鮮半島における事態など、いわゆる安保条約第6条事態を念頭に置いていた。

しかし、今回の中間報告では、安保条約に直接の根拠がない「同盟のグローバルな性質」を述べている。このような地球規模の防衛協力であって、武力行使を伴う可能性があることについて両国間の合意を目指すのであれば、安保条約の範囲を超えた内容を行政府が進めていることに他ならず、この点でも明確に行政府の権限を逸脱している。

第3に、安全保障政策の観点から言えば、周辺事態の概念を廃止することは、我が国の平和と安全確保のあり方を根本から変える可能性があるという点である。周辺事態とは、「我が国周辺における事態であって、そのまま放置すれば我が国への武力攻撃に至るなど、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」とされていた。（周辺事態安全確保法第1条）

かかる事態においては、早期に事態を收拾するために行動する米軍を支援することによって、我が国が戦争に巻き込まれないようにすることを目的としていた。つまり周辺事態とは、我が国有事への波及を防ぐために我が国有事と区別するべく創設された概念である。

今回中間報告で周辺事態の概念を排除したことは、日米防衛協力の地理的範囲を拡大するだけではない。集団的自衛権を行使して米軍と共同の作戦を行うことも想定されているのであるから、我が国への波及を防ぐどころか、あらゆる事態において米軍とともに進んで戦争当事国になる可能性があることを意味している。これは、我が国の安全保障政策の基本的方針の大転換以外の何物でもない。

安倍首相は、「（集団的自衛権の行使によって）日本が戦争に巻き込まれるというのは誤解」と述べている。しかし、まさに「戦争に巻き込まれる」のではなく「進んで戦争に参加する」ことになる、という点で、事態はより深刻である。

このように、中間報告は、憲法及び日米安保の範囲を逸脱し、行政府の権限を越えた対米公約であり、我が国の安全保障政策の基本的方針の大転換と言うべきものである。

しかし、中間報告については、国会での審議がなされていないばかりか、主権者である国民の判断も仰ぐこともなく、最終報告に向けた作業が急ピッチで進められている。我が国の根幹に関わる問題を、民主主義的な手続きを無視して進められている点について、強い危惧を抱かざるを得ない。

とりわけ、集団的自衛権の行使によって自衛隊が大きな危険にさらされることや我が国への攻撃を誘発して国民に被害が及ぶ可能性が高まることなど、政策転換に伴うリスクやコストについて全く語られていないことは、国民を愚弄するに等しいものと厳しく批判されなければならない。

我々は、主権者である国民の賢明な判断を期待するとともに、「国民の生命、自由、幸福追求の権利」を守るためにも、現在進められている安全保障政策に対する批判を続けていくことを表明する。

以 上